

公益社団法人 座間市シルバー人材センター
役員の報酬及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人座間市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第28条第3項の規定に基づき、役員の報酬等及び費用（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された理事のうち、センターを主たる勤務場所とする者で、原則週3日以上勤務する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。ただし、次号に定める費用を除くものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 センターの役員は、無報酬とする。ただし、理事長若しくは公認会計士又は税理士の資格を有する監事（以下「監事（非常勤）」という。）及び常勤の役員には、報酬等を支給することができる。

- 2 理事長及び監事（非常勤）の報酬は日額とする。
- 3 常勤役員の報酬は月額とする。ただし、センター職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）の適用を受ける職を兼ねる常勤役員（以下「兼務常勤役員」という。）は、職員就業規則を適用し、給与を支給することができる。
- 4 役員には退職手当は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 理事長及び監事（非常勤）の報酬日額は、別表1「理事長及び監事（非常勤）の報酬日額」に定める金額として、理事長が理事会の承認を得て、総会で決定する。

- 2 常勤役員の報酬月額は、別表2「常勤役員の報酬月額」に定める額の範囲内とし、理事長が理事会の承認を得て、総会で決定する。

(報酬等の支給日)

第5条 理事長及び監事(非常勤)の報酬は、理事会出席等、必要の都度支給するものとし、支給日はセンター職員給与規程を準用するものとする。

2 常勤役員の報酬の支給日はセンター職員給与規程を準用するものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 センターは、役員が職務の遂行に当って発生した費用については、これの請求があった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

2 費用の額は、別表3により予算の範囲内において支給する。なお、支給日は翌月の20日までに本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

ただし、センター兼務常勤役員及び座間市一般職の職員から就任した役員には支給しない。

(公表)

第8条 センターは、この規程をもって公益認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年5月29日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別 表 1（第 4 条関係）

理事長及び監事（非常勤）の報酬日額

役職名	報 酬 額	
理事長	職務執行に従事した都度、1 回につき	5, 0 0 0 円
公認会計士又は税理士の資格を有する監事	理事会及び職務遂行に従事した都度、1 回につき	3, 0 0 0 円

別 表 2（第 4 条関係）

常勤役員の報酬月額

常勤役員の報酬月額は、3 9 0, 0 0 0 円までの範囲内とする。

別 表 3（第 7 条関係）

費用の額

理 事 1 回当たり 3, 0 0 0 円の範囲内（ただし、交通費等含む。）
監 事 1 回当たり 3, 0 0 0 円の範囲内（ただし、交通費等含む。）
また、役員がセンターの職務を遂行するため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給することができる。
なお、旅費の額及び支給方法は、センター職員旅費規程に準じ、支給するものとする。